

Legal professional corporation 34  
2016.10 vol.

# GRACE News Letter

## CONTENTS

|            |                          |           |
|------------|--------------------------|-----------|
| ●労働法コラム    | ハラスメント問題について             | 弁護士 戸田 晃輔 |
| ●知的財産権コラム  | 並行輸入と商標                  | 弁護士 森田 博貴 |
| ●事故コラム     | 自動車保険の特約                 | 弁護士 高山 桂  |
| ●グレイス・ニュース | セミナー開催のお知らせ/事故専門部からのお知らせ |           |
| ●事務員コラム    | 商品・サービス紹介編「岡本株式会社」       | 事務員 藤崎 聡美 |

## TOPICS 労働法コラム

### 第7回

### ハラスメント問題について

弁護士  
戸田 晃輔



今月からコラムを企業法務部所属の戸田が担当させていただきます。みなさまに興味をもっていただけるような話題を提供できればと思います。

今回このコラムではハラスメント問題について取り上げます。皆様もハラスメントという言葉自体は何度も耳にしたことがあるかと思います。

いわゆるハラスメント問題にはセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどの類型があります。しかし、実際にどのような行為がこれらにあたるかについて一律の基準というものはなく、その判断には困難が伴うこともしばしばです。

そのため、ハラスメント問題に対する予防策、さらには起きてしまった問題に対する対応をどのようにすべきかという点について疑問をお持ちの方もいらっしゃると思います。

また、ハラスメントを放置することの悪影響として、生産性の低下や人材流出が挙げられています。優秀な人材を確保することが難しくなっている今、企業においては、人材流出を防ぎ、優秀な人材を会社に定着させることが重要な課題となってきます。

さらには、ハラスメント問題で訴えられたとなれば、ブラック企業の汚名を着せられる可能性すらあります。

そのため、ハラスメント問題について適切な対策を講じることが、企業の発展や企業イメージの保護にとって非常に重要です。

法律をみると、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、「均等法」といいます）では、事業主に対して、職場におけるセクハラ行為についてこれらを防止する配慮義務が課されています。

さらには、今年の3月29日に改正された均等法及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」では、事業主は職場の労働者に対して妊娠等に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないように、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、その他雇用に必要な措置を講じることが新たに義務付けられています。

このように、社会的にもハラスメント問題に対する意識が高まり、企業には労働者が働きやすい環境を整備する法的義務も課されるようになってきています。

以上のようにハラスメント問題は企業の発展に重要であり、社会的にも重要なものとして考えられていることがわかります。

そのために、しっかりとハラスメント問題への対策を講じることが今後ますます必要です。11月17日には、当事務所主催でハラスメント問題についてセミナーも行いますので、ぜひご参加いただければと思います。

## 第12回 並行輸入と商標

弁護士  
森田 博貴



1 外国製品が日本国内で販売されるまでのルート  
外国のブランド品を、当該ブランド企業が日本で販売しようとする際は、日本に正規代理店を置くのが通常です。この場合、商標については、外国企業が日本でも商標権者となった上で代理店に専用実施権を設定したり、当該外国企業と代理店契約を結んだ国内法人が同法人名義で商標権を取得したりと色々なパターンがあります。

いずれにせよ、海外のブランド品は、正規代理店を経由して販売するのが通常ですが、一方で、別ルートを紹介してブランド品が日本に持ち込まれて販売されることもあります（あくまで「正規品」を問題としており、いわゆる「海賊品」についてはここでは議論しません）。こうした正規代理店を経由しないルートの輸入は、一般に『並行輸入』と呼ばれます。たとえば、イギリスのブランド企業が日本に正規代理店を設置し、そこを通じてブランド品を販売する一方、同ブランド企業は中国にも同じような代理店を置き、日本よりも安い値段で同じ商品を提供しているとします（日中どちらの国で売られている商品も正規品です）。この場合、中国国内でそのブランド品を購入した後、日本に持ち込んで正規品より低廉な価格で転売した場合、その差益を取ることができます。並行輸入とは、こうしたインセンティブに基づいて行われる貿易形態をいいます。

### 2 商標法との関係

もっとも、商標法2条3項2号は、以下のとおり規定しているため、並行輸入は、形式上商標の「使用」に当たり、商標権者の許諾のない限り商標権侵害となります。

#### 記

#### 2条（定義等）

- 3項 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。
- 二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

では、上のような例で、並行輸入を行った者は、日本国内

において当該商標の商標権もしくは専用使用権を有している者の権利を侵害したことになるのでしょうか。

### 3 結論

結論として、次の要件を充たす限り、商標権侵害にはなりません（大阪地裁昭和45年2月27日判決 パーカー事件）。

#### 記

- 一 商標が、海外（上の例ではイギリス）の商標権者もしくは同人から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること
- 二 海外の商標権者と日本国内の商標権者が同一人、もしくは同視し得るような関係（上の例でいえば正規代理店）があり、商標も同一の出所（上の例でいえばイギリスの企業）を示していること
- 三 商品の品質が同一であること

この『パーカー事件』の『パーカー』とは、万年筆で有名な米国パーカー社のことです。米国パーカー社は、日本で同社の万年筆を販売するに当たり、「PARKER」の日本国内商標を自社で取得した後、カナダ法人を日本国内販売ルートの正規代理店として、同社に対し同商標の専用使用権を設定していました。この米国パーカー社は、香港でも同社ブランドが付された万年筆（正規品）を販売していたのですが、この際の販売価格が日本国内の販売価格よりも低かったため、当該万年筆が日本国内に並行輸入されていたのです。この並行輸入が当該カナダ法人の専用使用権侵害に当たることが裁判で争われたのですが、大阪地裁は、上記3点の要件を充たす限り、商標権が防ごうとする商品の出所混同を来すことはなく、消費者が不利益を被ったり、商標権者が有する商品の信頼に関する利益が害されることはないとして、当該並行輸入は、商標権侵害に当たらないとしたのです。もっとも、上記3点が充たされない場合には、商標権侵害となりますので、注意が必要です（最高裁平成15年2月27日判決 フレッドベリー事件参照）。

## ■ 事故コラム

## 第7回

## 自動車保険の特約

弁護士  
高山 桂

ニュースレターを読まれている方の中で車を運転している方は多いかと思いますが、自動車を運転する際には保険に加入することは大切です。自賠責保険に加入することは当然ですが、自賠責保険金で補いきれない損害を填補するため、自動車保険に加入することが重要になってきます。しかし、自動車保険と一口に言っても、様々な特約が存在するため、その内容を正確に理解することは困難です。そのため、今回のコラムでは皆様が加入されておられる代表的な自動車保険を例に各種自動車保険の補償内容についてご説明いたします。

## 1 対人・対物保険

これは、車を運転している方の責任で交通事故が発生した場合に負う責任を補償する保険で、自動車保険の最も基礎をなす保険です。特に人身事故を一度引き起こせば、最悪1億円を超えるほどの賠償責任を負う可能性もあることから、対人保険では限度額を無制限にすることが望ましいでしょう。そして、対人保険に加入している場合、相手方が仮に自動車保険に加入していない場合に交通事故被害に遭遇した際に保険が下りる無保険者傷害保険、自損事故により重大な傷害を負った場合に補償を受けることができる自損事故保険が自動的に設定されます。そのため、対人保険に加入している方が自損事故で大けがを負った場合、何らの特約を付けなくとも自損事故保険が適用され、保険金を受けることができる可能性が高いのでぜひ一度ご確認ください。

## 2 車両保険

追突事故等加害者による過失によって生じた事故の場合、自動車の修理代は全額相手の保険会社から保険金が出ますが、自分の過失が重大な場合または自損事故の場合、修理費用を自分で負担しなければなりません。そのような場合に修理費用を全額補填してくれる保険が車両保険です。相手の過失により引き起こされた交通事故の場合でも、被害者に少しでも過失が存在すれば修理代を自分で支払わなければならないため、特約を付けることが望ましい保険です。なお、車両保険においても例えば走行中に小石がバンパー

やフロントガラスを傷つけた場合等、通常の車両運転に伴う損傷は補償の対象外となりますので注意が必要です。

## 3 人身傷害保険特約

交通事故に遭遇し、損害を負った場合、その損害額の全額が補償されるべきではありますが、もし被害者に過失がある場合、過失に応じて減額された金額しか受領することはできません。このような過失により減額される損害額分を補填してくれる保険金が人身傷害保険特約です。人身傷害保険特約があれば、自損事故の場合でも、過失がある場合でも、保険会社によっては自動車と関係ない犯罪被害に遭った場合でも、負った損害額を填補、補償してくれることになります。そのため、交通事故に遭遇した場合に過失に関わらず、負った損害額を填補してくれる非常に良い保険特約ですので、必ず付けるべき特約といえます。

## 4 弁護士費用特約

通常交通事故に遭遇した場合、損害額の交渉は保険会社が代理で対応してくれますが、被害者に過失がない場合、被害者は自分で加害者と交渉しなければなりません。また、弁護士が介入することで得られる賠償金は大きく上昇するため、被害者が適切な賠償金を得られるためには弁護士の介入は不可欠です。そのため、このような交通事故被害者が安心して弁護士に依頼し、交通事故の被害弁償を求めることができるようにするために設けられた特約が弁護士費用特約です。この特約がある場合、原則として最大300万円の弁護士費用が保険金として支出されますので、ほとんどの交通事故に関してご自身の負担なく弁護士に依頼することが可能となります。

交通事故被害に遭った被害者が、相手の保険や自分の保険にどのような特約があり、どのような保険が使えるのかを調べることは非常に大変です。そのため、保険に関して分からない点や不明な点がある場合には、いつでも当事務所までご相談ください。各種保険特約の内容や適用を受けることができる保険のご案内をさせていただきます。

\ 法人・事業主向け /

セミナー開催の  
お知らせ3回で  
全て分かる!

## 労務対策徹底強化セミナー

申込締切は、11月9日(水)です。  
ご参加お待ちしております。

## 第3回

## 「ハラスメント～会社を悩ます社員への対策～」

開催日時 11月17日(木) 18:30～20:30 講師 戸田 晃輔 (当事務所弁護士)

会場：ソラリア西鉄ホテル鹿児島7F [HIMAWARI] 参加費：10,000円 顧問先様は参加費無料!!

参加ご希望の場合は、右記方法でお申込みいただくか、セミナー担当：宮原までご連絡 (☎ 099-822-0764) いただければ幸いです。また、セミナーの内容等は変更になることもございます。予めご了承ください。

## 参加申込・お問合せ

FAX  
099-822-0765メールフォーム  
<http://www.kotegawa-law.com/contact/>

\ 事故専門部からのお知らせ /

ホームページ  
続々更新中!保険会社から提示された賠償金は適切な金額でないことが多いです。賠償金の実態を実例をもとにお知らせします。 WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/590/>

## 事務員コラム

## 商品・サービス紹介編



事務員 藤崎 聡美

今月は、10月11日、始良市に商品センターを開設することで立地協定を結んだことが記憶に新しい岡本株式会社をご紹介します。

VOL.16

岡本株式会社

岡本(株)は、警察、消防などの特殊制服や企業制服のメーカーとして長年の実績を誇っています。特に鹿児島市のバス・タクシーの制服のシェアは9割というから驚きです。

「服は人の手を通じて、人の手に残るもの」という信念を持つ岡本和也社長は、1958年創業、縫製工場として伝統と歴史のある岡本縫製に端を発するだけあり、「人がものをつくる」ことをとても大切にしています。

また、岡本社長は、「服は人が着るものであるから、『ユニフォームアパレル』、『一般アパレル』等の規格の垣根をなくしたい」という思いのもと、以前より一般アパレルも手掛けており、ユニフォームアパレルとの相乗効果を図ろうとしています。

その思いと行動が伊勢丹新宿店の今年10月に開催された POP UP SHOP に、ニットウェアを中心としたブランド「ADEQUATE」を出店することになりました。ユニフォーム分野でも、これまでは布帛が主流でしたが、最近はニットがトレンドになりつつあるそうで、まさにこれからニット製品の需要が高まっていくと思われます。

ユニフォーム市場で培われた高機能性素材を使い、今までにないお洒落で斬新なデザインはもちろん、着心地、動きやすさも兼ね備えた今後生み出される商品に、ドキドキワクワクしながら注目したいと思います。



岡本(株)のホームページより。ものづくりを大切にしている感じが伝わってきます。



伊勢丹新宿店にて10月に開催されたPOP UP SHOPの様子。

DATA

岡本株式会社

鹿児島市照国町3-21 第二大見ビル3F

TEL 099-248-9571

WEB <http://okamoto-kk.biz/>

## FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名：

ご相談希望日：

ご担当者名：

ご相談内容：

ご連絡先TEL：

全ては依頼者の最大の利益の為に

契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!  
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:00  
※緊急案件については土日でもご対応  
できる場合があります弁護士法人グレイス  
E-mail [info2@grace-law.jp](mailto:info2@grace-law.jp)  
<http://gracelaw.jp/>〈鹿児島事務所〉  
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 1F グレイスビル6階  
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765〈東京事務所〉  
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43 西麻布2243  
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784